

監査公表第5号
令和7年（2025年）9月26日

札幌市監査委員	庄	司	正	史
同	愛	須	一	史
同	五十嵐	徳	美	
同	丸	山	秀	樹

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和7年9月25日付け札幌第1192号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第1192号

令和7年（2025年）9月25日

札幌市監査委員 庄 司 正 史 様
愛 須 一 史 様
五十嵐 徳 美 様
丸 山 秀 樹 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

1 指摘に対する措置（令和7年度監査報告第2号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 事務監査（令和6年度第3回定期監査）関係

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 物品及び役務の調達に関する事務を適正に行うべきもの 音響設備の一部が故障したため、設備全体の保全業務として役務契約により機器の一部を更新しているが、仕様書において完了時に提出することを定めた書類について、再委託で求められる所要の手続を経ることなく、受託業者以外の業者が作成しているのがみられた。 しかし、当該更新した機器については、特別な制作過程を経る必要がない既製品であったことから、物品調達も可能であったと考えられ、この場合において、調達した機器の据え付け及び調整が必要であれば、別に役務で発注する手法が一般的に推奨されている。 物品購入と役務では契約の締結に係る専決区分が違うなど、入札・契約事務の取扱いが異なり、こうした取扱いを厳格に運用することは、公平性・競争性の観点においても、最少の経費で最大の効果を得るために重要であると考えられることから、今後は、関係規程等についての理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 役務契約において再委託が必要となる場合は、所要の承諾手続きをすることを徹底した。また、物品・役務契約における関係規定について周知を図り、適正な事務の執行に努めることとした。	

監査対象	清田区保健福祉部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 見積合せに関する事務を適正に行うべきもの 役務の適正な履行を担保し、入札等の公平性、透明性、競争性を確保するため、札幌市では、入札等への参加を希望する事業者の事前登録を求めており、参加資格の審査を行ったうえで札幌市競争入札参加資格者名簿に登録している。 しかし、今回、業務の履行実績があることを理由に当該名簿に登録のない事業者を指名して見積合せに参加させ、当該事業者と契約を締結しているのがみられた。 事業者の適正性を十分審査せずに契約を締結し履行させたことは、業務発注に係る公正を欠く不適正な事務と言わざるを得ない。

	今後は、関係規程等についての理解を十分に深めるなど、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 本事案は、契約担当課および庶務担当課において、契約関係規程を誤認したことにより発生したことから、関係規程の習熟度を上げるとともに、解釈の誤り等を防ぐため、次の措置を講じた。 ① 下記について、部内役職者会議やメールにより部内周知した。 ・契約担当課及び庶務担当課は、契約事務を行う際には、「札幌市物品・役務契約事務取扱要領」や「契約事務ハンドブック」等の契約関係規程を入念に確認することにより、事務処理に誤りがないように徹底する。 ・規程解釈等に疑義が生じた場合には、些細なことであっても財政局契約管理課に確認し、複雑な事案については、メール等のやりとりにとどめず、財政局契約管理課職員と電話や対面（WEBを活用したものも含む）で確認する。 ・契約事務に携わる、または補佐する職員は、契約事務の基本的知識を習得するため、財政局契約管理課主催の研修を積極的に受講し、その内容を組織内にもフィードバックする（令和7年度は、当部から計6名が受講した）。 ② 下記について、部内役職者会議やメールにより周知した。 ・契約担当課および庶務担当課は、役務契約事務を行う際には、「総務局行政部庁内版ホームページの内部監査の着眼点（役務に係る契約事務）」と照らし合わせ、事務処理に誤りがないことを確認する。 ③ 上記①②を毎年度当初、部庶務担当課から部内に周知する。これにより、人事異動があった場合も適正な事務執行を確保できるようにした。 ④ 本事案については、区役職者会議でも共有し、区全体で注意喚起を行った。	

監査対象	南区保健福祉部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 見積書に関する事務を適正に行うべきもの 見積書に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 (ア) 見積日を空欄で記載するよう業者に指示し、カラーコピーした見積書の写しに見積日が手書きされたものを本見積としてシステム登録しているもの (イ) 日付が空欄の見積書を収受し、見積日未記載のまま受付印を押すことなくシステム登録しているもの 行政文書の電子的管理において、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することが進められている中で、上記(ア)の事務処理については、システムに登録する文書の真正性を損なう不適正な事務処理である。 また、(イ)についても、通知に即さない事務処理であることを踏まえると、今後はこのような誤った事務処理の再発を防ぐため、関係規程等を確認して関係職員が基本的な事項を理解するよう取り組

別紙

	むことはもとより、組織としてのチェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 実地監査後、当該事務処理を行った係において、契約事務についての係内研修を実施するとともに、今回の監査を受けて特に留意すべきポイント等をまとめた内容を南区保健福祉部各課に周知したほか、課内会議でもその内容を共有し、再発防止に努めた。 今後は、同様の誤りを防ぐため、人事異動のタイミングなどを捉え、適宜区内各部に対し周知・啓発を行うとともに、職場内の会議や研修等を通じて必要な事務知識の共有・習得を図り、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、事務の正確性を確保できる体制を整備した。	

監査対象	総務局国際部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 エ 契約書の取り交わしに関する事務を適正に行うべきもの 契約は契約書その他の書面により行うこととされているが、契約書の取り交わしを行わずに業務を行わせているものがみられた。 こうした不適切な事務処理は、業務輻輳による事務の遅れに加え、組織的な進捗状況の確認不足に起因すると考えられる。契約書の取り交わしを行わないまま業務が履行されたことは、受託者と打合せした内容を立証するものが無く、後日紛争が生じるリスクがある。また、契約事務の規程に基づく組織の意思決定を経ずに業務を行わせたことは、入札等の適正な執行や、契約の相手方、契約額等の内容を確認する機会を損ない、不適正な契約や発注が行われる懸念からも、厳に慎まなければならない。 今後は、担当者はもとより組織的に進捗管理を徹底するなど、適正な契約事務が行われるよう努められたい。
《指摘事項に対する措置》 指摘後、債務の確定及び契約の事実を確認する書面を委託者・受託者双方の合意の下に取り交わしを行った。 本件の背景として、入札後速やかに二次伺いが起案されず、かつそのことを組織として把握できなかったことが要因である。そのため、「委託業務進捗管理簿」を作成し、起案審査時に経理担当にて入力・管理を行うこととし、業務の進捗を適時把握することで再発防止を図ることとしている。	

監査対象	豊平区市民部
------	--------

別紙

監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 オ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの (ア) 役務契約は原則再委託が禁止されており、受託者が再委託を行う場合は事前に本市の承諾を受ける必要があるが、所要の手続を経ないまま別業者が業務の一部を行っているものがみられた。 今後は、関係規程等をしっかりと確認するとともに、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 提出を要する書類について、委託者、受託者の双方で確認できるチェックリストを作成し、仕様書別紙に添付することで、双方で書類の提出漏れを確認できるようにした。 なお、当該対応については内部統制制度に基づく特定リスクに選定している。	

監査対象	南区市民部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 オ 再委託に関する事務を適正に行うべきもの (イ) 建築物の環境衛生管理業務においては、その内容から業務の一部を再委託せざるをえない場合もあるが、受託者からの提出物により、受託者以外の者が業務の一部を行っていることを確認できるにもかかわらず、委託者の承諾がないまま再委託が行われているものがみられた。 札幌市物品・役務契約事務様式基準に定める役務契約約款では、再委託を原則として禁止しており、役務の一部であって、その性質上特にやむを得ないと認められる場合には、委託者の承諾を得たうえで、再委託を行うことができることとしている。 今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な契約事務に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 契約締結の際、受託者に対して、再委託の際には委託者の承諾が必要な旨を口頭で伝えた上、受託者から受領した提出物に再委託に係る書類が含まれていないか毎月担当者が確認し、確認職員へ報告することとした。	

監査対象	総務局国際部
------	--------

別紙

監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 カ 仕様書で提出を定めている書類の確認等を適正に行うべきもの (ア) 仕様書で提出することを定めている現金保管責任者の報告書が提出されていないものがみられた。 上記(ア)の事務処理について、受託者に提出を求める書類は、役務の適正な履行を確保するために必要なものであることから、組織として適切に管理すべきである。 今後は、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 指摘後、速やかに当該報告書類の提出を受けた。 今後は部の契約全般について仕様書で定める書類の提出状況等を適時確認するため、「委託業務における提出書類チェックリスト」を作成し、二次伺い・履行検査の起案に添付することとし、提出書類の項目及び提出状況の確認を行うことでチェック体制を強化している。	

監査対象	総務局国際部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 カ 仕様書で提出を定めている書類の確認等を適正に行うべきもの (イ) 仕様書で提出することを定めている事業計画書等の書類について、公文書管理に係る規程に基づいた処理が行われていないため収受及び供覧等が行われていることを客観的に確認できないものがみられた。 上記(イ)の事務処理について、受託者に提出を求める書類は、役務の適正な履行を確保するために必要なものであることから、組織として適切に管理すべきである。 今後は、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 指摘後、速やかに当該事業計画書等を収受・供覧を行った。 今後は部の契約全般について仕様書で定める書類の提出状況等を適時確認し、遺漏がないようにチェック体制を強化している。	

監査対象	スポーツ局スポーツ部
------	------------

別紙

監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 カ 仕様書で提出を定めている書類の確認等を適正に行うべき (ウ) 役務契約において、仕様書で定める書類が受託者から提出されていないものがみられた。 今後は、必要な書類については確実に徴取するよう組織としてチェック体制の強化を図るとともに、改めて仕様書等の内容を精査し、必要に応じて提出書類の見直しを検討するなど、適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 事業上、必要数を充足しているかのみ事前確認できれば足りるものであるため、今後は、実務を踏まえ仕様書より当該項目を削除し、その他は事後に活動報告書にて報告してもらうこととした。	

監査対象	南区市民部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 カ 仕様書で提出を定めている書類の確認等を適正に行うべきもの (エ) 仕様書で提出することを定めている書類が提出されていないものが複数みられた。 この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。 今後は同様の誤りを防ぐため、実効性のあるチェック体制を検討するなどしたうえで、リスク対応策を改めて部内職員へ周知徹底し、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 これまで支出の際使用していた「契約関係提出書類チェックリスト兼報告書」について、全て仕様書と突き合わせし、整合性をとることに加え、毎月の支払の際には必要な書類がすべて揃っているか担当者及び確認職員が確認することとした。	

監査対象	南区市民部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 キ 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの 産業廃棄物の運搬及び処分の受託者は、所定の工程が終わったときは10日以内に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを委託者

	(札幌市)に送付することとされているが、この送付が遅滞しているものがみられた。 マニフェストの写しの送付は受託者の責務であるものの、送付を受けた委託者は運搬及び処分の終了を当該写しにより確認すること、及び当該写しを一定期間保存することが法令により定められていることから、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係法令等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 契約締結の際に、受託者へマニフェストの提出について再確認するとともに、産業廃棄物回収後は受託者からの送付を待つのではなく、遅滞なく提出するよう促すこととした。	

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(2) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの スポーツ施設整備費補助金指定事務取扱要領では、申請者が暴力団等でないことを補助の要件の1つとして定めているところ、申請者から当該要件に適合していることを確認できる書類等を徴取しておらず、当該項目を審査し得ない状況となっていた。 補助金とは、交付することが真に行政上実効があり、公益上必要があると認めたときに交付を決定すべきものであることから、申請者の交付先としての適格性について審査することは極めて重要である。 今後は、関係規程等を今一度しっかりと確認のうえ、申請者から徴取する書類を見直す等、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 今後は、申請書の様式を改正し、暴力団及び暴力団員等でないことを確認するチェック欄を設けた。	

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(3) 指定管理者制度に関する事務を適正に行うべきもの 指定管理者は、毎事業年度終了後、期日までに札幌市に事業報告書を提出し、その承認を受けなければならないと協定書に定めているところ、提出のあった事業報告書について承認に係る意思決定を起案等で行っていないものがみられた。 指定管理者は施設の管理運営を包括的に行うものであり、当該指定管理施設の管理運営が協定に定めた管理業務の計画書等に従い適切に実施されているか確認・検証するうえで事業報告書の承認は重要である。札幌市公文書管理規則では、事案に係る意思決定を行う場合は公文書を作成し所定の決裁を受けることを定めており、今後は協定書及び関係規程等を改めて確認し、公文書管理を踏まえた適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》	

今回の指摘を受け、指定管理に係る協定書を改めて確認し、事業報告書の取扱いなど協定内容について係内に再度周知するとともに、令和5年度事業報告書について、速やかに収受処理を行った上、承認等の組織としての意思決定に係る起案・決裁処理を行った。

今後は、必要な事務処理を遺漏なく行うため、係会議内で必要な事務処理について確認し合うなど職員間で情報共有するとともに、引継書においても必要な事務処理を記載することとし、人事異動があった際にも同じことが生じないように再発防止を徹底することとした。

監査対象	スポーツ局招致推進部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの 旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 鉄道賃について、旅行する目的地が複数にわたる場合の旅客運賃の計算は、旅行日数が乗車券の有効日数の範囲内で、かつ、途中下車ができる場合で鉄道が同一方向に連続する場合は、目的地ごとに計算せず、通算したキロ程により計算するものとするとしているところ、乗車券について目的地ごとに計算しているものがみられた。 今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 当該指摘事項及び関係規程等を課内へ共有するとともに、今後の事務処理における関係規程等の確認の徹底、当該指摘事項のように事例が少ない案件を処理する場合の総務局勤労課や他課への確認の実施について課内へ周知した。	

監査対象	豊平区保健福祉部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの 旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 旅費の精算に関する事務において、職員部が発出した通知では、宿泊料の支払額については、一般的には領収書により証明されるものとしており、当該領収書に記載がない項目については、宿泊予約時のメール等を印刷したもの等により補うとされ、それでもなお不足する項目がある場合には、宿泊施設に証明書の作成を依頼すると示されている。 しかし、出張命令の受命者から領収書が提出されていたにもかかわらず、精算事務において当該領収書を添付することなく、宿泊施設が発行した宿泊証明書を証明書類とし、加えて、当該証明書には宿泊金額の記載がなかったことから、書類の体裁を整えるため事務を担当する職員が金額を追記して処理を行っているものがみられ

	た。 受命者から提出された領収書を添付しない相当の理由がなく、文書の発行者が証明すべき事項を職員が追記した書類をもって精算事務を行った本事案は、事務処理として不適正なものである。 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深め、規程等に即した事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 1 宿泊料の証明書類について、メールに食事の有無が記載されている場合は当該メール及び領収書を、これらに不足する項目がある場合は宿泊証明書を提出させることとし、なお不足する項目がある場合は、必要な項目が記載された宿泊証明書を再度宿泊施設に依頼し、5日以内に取得及び提出させることとした。 2 担当者変更の際に同様の事務処理が発生することを防止するため、「監査に関する指摘事項」の専用フォルダを作成し、豊平区保護一課管理系の職員間で情報共有ができる体制を構築した。 3 保護課においては出張に関する事務処理が生じる機会が少ないことから、担当者変更後の事務処理の漏れ又は誤りを防止するため、「旅費事務チェックリスト」を作成し、チェック体制を強化した。また、決裁過程での見落としを防止するため、役職者会議等でも本件を共有し、役職者を含む組織全体に周知する予定である。 4 札幌市職員等の旅費に関する条例等が改正されたことから、旅費事務担当者において改めて旅費に関する規程等を確認するとともに、更に理解を深めるため、研修を受講した。	

監査対象	南区市民部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(5) 会計年度任用職員の手当支給に関する事務を適正に行うべきもの 会計年度任用職員の手当支給に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 「正規の勤務時間が割り振られた日」に時間外勤務を行った場合は、正規の勤務時間と時間外勤務の時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務と、その時間を超えた勤務で支給割合が異なるが、全て7時間45分に達するまでの勤務の支給割合で支給しているもの こうした事務処理は、関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 不足分の時間外勤務手当については追給を行った。 時間外勤務表の記載についてマニュアルを作成し、書き方を明示した。また、当マニュアルを決裁時に添付することとし、担当者だけでなく確認職員にも誤りを発見しやすくした。	

監査対象	南区市民部
------	-------

別紙

監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 支出事務／(5) 会計年度任用職員の手当支給に関する事務を適正に行うべきもの 会計年度任用職員の手当支給に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 「正規の勤務時間が割り振られた日」以外に勤務を行った場合は、「正規の勤務時間が割り振られた日」における勤務と支給割合が異なるが、「正規の勤務時間が割り振られた日」における勤務の支給割合で支給しているもの こうした事務処理は、関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 過不足分の時間外勤務手当は戻入及び追給を行った。 時間外勤務表の記載についてマニュアルを作成し、書き方を明示した。また、当マニュアルを決裁時に添付することとし、担当者だけでなく確認職員にも誤りを発見しやすくした。	

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 財産管理事務／(1) 備品の出納管理に関する事務を適正に行うべきもの 備品の出納管理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 公の施設において指定管理者が管理する物件のうち備品については、仕様書では、その内容は別表によると規定しているが、これが明示的ではなく、管理の対象となる備品が判然としない状況のものがみられた。 管理物件については、指定管理者が善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものであることから、札幌市と指定管理者の間で疑義が生じないように、仕様書の中でその内容を明確に定めるべきものである。 今後は、備品の管理に対する職員の理解を深めるとともに、仕様書等の記載に漏れがないかチェックを強化するなど、組織として適切に管理する体制の構築に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 協定書を改定し、不要な「設備」の文言を削除するとともに、次回の指定管理者の更新時においては、協定書の内容を複数人で確認するなど、内容の確認を徹底し、再発防止に取り組むこととした。	

監査対象	スポーツ局スポーツ部
------	------------

監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 財産管理事務／(1) 備品の出納管理に関する事務を適正に行うべきもの イ 札幌市が公の施設の指定管理者に貸与している備品について、貸与備品の一覧表の更新が協定書締結時以降一度も行われておらず、備品出納簿との記載が整合しない不正確なものがみられた。 貸与備品は札幌市の財産であり、なおかつ、通常は施設の管理運営に基本的に必要となる耐用年数の長いものであることから、適切な管理を継続的に行うためにも、一覧表は随時更新し、指定管理者と認識の相違がないよう共有することが重要である。 今後は、貸与備品の一覧表が指定管理者制度において備品を管理するうえで基本となるものであることを認識し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 今回の指摘を受け、札幌市が購入し指定管理者に貸与している備品について、指定管理者への貸与備品の一覧表に登載するとともに、更新後の一覧表を指定管理者に共有した。 今後は、備品管理に係る事務処理要綱及びハンドブック並びに指定管理に係る協定書及び仕様書の内容を再確認し、新たに備品を購入した際には、備品出納簿に登載するとともに、必要に応じて指定管理者への貸与備品の一覧も更新し速やかに指定管理者に共有することを徹底する。	

監査対象	南区保健福祉部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／3 行政運営事務／(1) 乳幼児健診に関する事務を適正に行うべきもの 乳幼児健診に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 国の機関に対する照会について、国が指定する様式の不使用を理由として返戻されているものがみられた。 なお、課内の別の係においても同様の照会を行っているが、この照会については国から照会文書を返戻されていない。 イ 上記アの照会文書の返戻後、再度照会文書を発送するまで、結果として1か月以上を要していた。 上記アについては、別の係では返戻されていないことを踏まえると、事務に関する理解が不十分であったことに加え、課内での情報共有や連携が不十分であったことが一因であると認められる。 また、イについては、照会を再度検討すべき事情が発生したことは認められるものの、不備により返戻された経緯を踏まえると、直ちに国の指定様式を使用し、速やかに再照会を行うべきと考える。 今後は、組織における事務の適正な執行の確保に特に留意し、事務の状況把握や速やかな処理に意を用いることはもとより、必要に応じて他区の状況を参考にして事務の進め方を見直すなど、適正かつ迅速な事務の執行に向けて改善に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 課内会議において正確かつ迅速な事務処理の重要性について周知し、職員の意識	

別紙

向上を図った。

加えて、係会議にて本件の経過について改めて共有したほか、以下について確認をした。同様の照会を行うことがある課内の別係とも共有・確認した。

アについて

最新の様式等に基づいた事務処理を徹底すること、各係において収受した通知等については速やかに関連する係間で情報共有を図ることを再確認した。実際に、再度様式が変更となり通知があった際は、課内の別係とも速やかにその旨を確認し情報共有を行った。

イについて

今後同様の事案が生じた場合は、速やかに個々のケースの状況に合わせて起案を行い、必要な事務処理を遅滞なく行うよう努めることを再確認した。

(2) 工事監査（令和6年度第3回定期監査）関係

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 土留工の積算を適正に行うべきもの 「水道工事積算基準」では、管埋設及び付属設備等設置にあたっては必要に応じて土留工を計上することと定められており、積算においては、土留工の部材である矢板、腹起し、切梁の賃料を計上することとされている。 今回監査した土木工事において、土留工が計上されており、積算について確認したところ、矢板については、施工に必要な数量分の賃料を計上していたが、腹起し、切梁については、必要な数量を計上していなかったため、過少な積算となっている事例がみられた。 設計数量の確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 再発防止として、本指摘内容を工事発注担当課へ周知し共有するとともに、水道局で作成している「設計書チェックリスト」を改訂し、「土留材賃料の整合が取れているか。」という項目を追加し、設計者及び検算者において土留材の必要数量が計上されているか確認されるよう対策を講じた。	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 皮膚等障害防止用保護具を適切に使用すべきもの 労働安全衛生規則等では、事業者は、皮膚等障害化学物質等を取り扱う業務に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならないと定められている。 今回監査した土木・建築工事において、当該物質を取り扱っていた労働者が、適切な保護具を使用していない事例がみられた。 受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。 今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 再発防止対策として、「工事における安全管理に関するお知らせ」を当局で作成し、「皮膚等障害防止用保護具の使用」に関する留意事項を記載し、工事発注担当課へ周知するとともに、発注済みのものを含めた令和7年度工事の受注者にも工事監督員を通じて当該文書を用いて注意喚起を行った。 また、制度改正等の動向を常に注視するとともに、水道局が実施する職員や受注	

者向けの工事安全管理研修資料にも随時反映するなど、適宜、指導や安全管理意識の向上に努めている。

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(2) 高所作業を安全に実施すべきもの 労働安全衛生規則では、事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない、また、これらの措置が困難なときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させるなどの措置を講じなければならないと定められている。 今回監査した土木工事において、労働者が高さ2メートル以上の擁壁や土留めの端で作業を行っていたが、墜落による危険を防止するための措置を講じていない事例がみられた。 受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。 工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、高所作業における安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、墜落や転落による死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 再発防止対策として、「工事における安全管理に関するお知らせ」を当局で作成し、「高さが2メートル以上の高所での作業」に関する留意事項を記載し、工事発注担当課へ周知するとともに、発注済みのものを含めた令和7年度工事の受注者にも工事監督員を通じて当該文書を用いて注意喚起を行った。 また、水道局が実施する職員や受注者向けの工事安全管理研修資料にも随時反映するなど、適宜、指導や安全管理意識の向上に努めている。	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(3) 土留工を適切に実施すべきもの 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）では、土留工の要否については、建築基準法における山留めの基準に準じると定められており、同法施行令では、1.5メートル以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩壊するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないと定められている。 今回監査した土木工事において、地盤が崩壊するおそれがある箇所では1.5メートル以上掘削しているにもかかわらず、土留工を適切に設置していない事例がみられた。 受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考え

	る。 工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、掘削作業における安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、地盤の崩壊による死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 再発防止対策として、「工事における安全管理に関するお知らせ」を当局で作成し、「掘削の深さが1.5メートル以上となる場合における土留めの設置」に関する留意事項を記載し、工事発注担当課へ周知するとともに、発注済みのものを含めた令和7年度工事の受注者にも工事監督員を通じて当該文書を用いて注意喚起を行った。 また、水道局が実施する職員や受注者向けの工事安全管理研修資料にも随時反映するなど、適宜、指導や安全管理意識の向上に努めている。	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 道路の掘削を安全に実施すべきもの 道路法施行令では、道路を掘削する場合においては、えぐり掘の方法によらないことと定められている。 今回監査した土木工事において、既設水道管の閉塞や地下埋設物の確認のため道路を掘削する際に、えぐり掘の方法により掘削している事例がみられた。 受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。 今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 再発防止対策として、「工事における安全管理に関するお知らせ」を当局で作成し、「えぐり掘りの禁止」に関する留意事項を記載し、工事発注担当課へ周知するとともに、発注済みのものを含めた令和7年度工事の受注者にも工事監督員を通じて当該文書を用いて注意喚起を行った。 また、水道局が実施する職員や受注者向けの工事安全管理研修資料にも随時反映するなど、適宜、指導や安全管理意識の向上に努めている。	

別紙

(3) 財政援助団体等監査（令和6年度第3回定期監査）関係

監査対象	学校法人大藤学園（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金等に関する事務を適正に行うべきもの ア 幼稚園等に係る時間外保育促進事業において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 (ア) 当該補助金は、実施要綱で1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を対象としているが、15分未満の利用者も含めて実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの (イ) 利用回数の集計を誤ったことにより、補助金が過少となっているもの 今後は、補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 実績報告にあたり、複数名で書類の確認を行うことで、転記ミス等の防止を徹底した。過大に受領した補助金について、札幌市に対し返還済み。	

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金等に関する事務を適正に行うべきもの イ 札幌市障がい者団体運営費補助金において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 (ア) 令和4年度中に執行すべき費用を令和5年度予算で処理しているもの 今後は、補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 監査における指摘を受けた後、直ちに経理担当及び経理に携わる職員に対し、経理処理の見落とし・誤りを起こさないように改めて周知するとともに、会計処理の決裁を行う場合には、複数人の職員で合議することとし、その上で経理担当・役職者へ決裁を行うよう職員相互のチェック体制を強化した。 なお、今回、確認対象となった経費を除いた場合であっても、令和5年度の補助金対象経費が補助金額を下回ることはないため、補助金の返還は発生しなかった。	

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
------	-----------------------------------

別紙

監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金等に関する事務を適正に行うべきもの イ 札幌市障がい者団体運営費補助金において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 (イ) 旅費のうち、空港バス運賃について、旅費規程に定められた障害者割引が適用されるにもかかわらず、正規料金を支給しているもの 今後は、補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 監査における指摘を受けた後、直ちに経理担当及び経理に携わる職員に対し、経理処理の見落とし・誤りを起こさないように改めて周知するとともに、会計処理の決裁を行う場合には、複数人の職員で合議することとし、その上で経理担当・役職者へ決裁を行うよう職員相互のチェック体制を強化した。 なお、対象者からは速やかに旅費の返金を受け、直ちに過払分を戻入するとともに、市にも過支給となった補助金を返還した。	

監査対象	株式会社コンサドーレ（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金等に関する事務を適正に行うべきもの ウ 金銭消費貸借契約に基づく札幌市からの貸付金について毎年度協定を締結しているが、当該協定について把握しておらず、当法人において保管されるべき協定書が確認できなかった。 これは、組織として行われるべき業務が各担当者個人に帰され、組織的な進捗管理がなされていなかったためと思われる。 今後は、補助金等に関する事務の執行に当たっては、組織体制の改善に加え、事務処理等のルールを定めるなど適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 人事異動があっても適正な事務の執行を行う為の事務処理ルールを定めることとした。	

監査対象	札幌国際芸術祭実行委員会（市民文化局文化部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(3) 契約保証金の免除を適正に行うべきもの 当団体の契約事務取扱要領において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと会長が認める場合は契約保証金を免除できるとされているが、どのような理由で認めたのか、証跡が残されていない。 今後は、契約保証金の免除に当たって、その証跡を保存されたい。
《指摘事項に対する措置》 契約事務取扱要領第26条第3号を根拠とする場合においては、過去の契約状況や、履行実績が良好であったこと等、「履行しないこととなるおそれがない」こと	

を必ず確認していたところであったが、書類上はその経緯が不明瞭であったことから、今後同号を根拠として適用する場合は、その理由を明記することを徹底する。

また、履行実績がある場合には、同条第1号を適用することが可能であるため、この場合同条第3号を適用せずに同条第1号を適用していくことを徹底する。

以上について、定例の打ち合わせにて事務局職員に口頭周知したほか、事務局内で実施する契約事務研修においても再度説明を行った。

監査対象	札幌国際芸術祭実行委員会（市民文化局文化部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(4) 立替払に関する事務を適正に行うべきもの 当団体の会計規程では、緊急その他の事由により事前の支払手続きができない場合はあらかじめ出納責任者の承認を得たうえで立替払ができるとされているが、立替払とする事由及び事前に承認を得ていることが確認できなかった。 今後は、関係規程等についての職員の理解を深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 立替払は、イベントの当日や直前の準備における現場対応等、緊急性を伴う場合に限って認めているところ、支出伺上、立替払とする理由が必ずしも記載されていなかったため、確実に明記した上で立替払を行う運用を徹底するとともに、立替払の可否の判断をより厳格化し、上記の場合を除き「資金前渡」で対応する運用に改めた。 また、事前の承認については、出納責任者に口頭で説明し、その場で承認を得るのみであったため、電子管理簿を作成し、必ず記録を残す運用に改めた。 以上について、事務局職員に資料を用いて周知したほか、事務局内で実施する契約事務研修においても再度説明を行った（当該研修は人事異動がある年度に実施していく）。なお、当該研修までの間に職員から立替払の希望があった際に、立替払のプロセスについて経理担当者から都度説明をしている。	

監査対象	札幌国際芸術祭実行委員会（市民文化局文化部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(5) 支出の決定に関する事務を適正に行うべきもの 契約書及び請書の作成を要する契約において、その支払に際して、契約締結時の意思決定をもって支払についても決定済みであるとして、改めて意思決定を行うことなく支払が行われていた。 言うまでもなく、契約締結と支払は異なるプロセスであり、それぞれに適切な決裁がなされることにより、その適正性と正確性が確保されるものである。 今後は、不正防止や内部統制の観点からも、改めて適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 これまでは二次伺にあたるものが支出に係る伺いを兼ねる認識で運用していた。また、契約書等を必要としない金額の物品購入等については、実行委員会独自の支	

別紙

出伺(購入等の伺いも兼ねたもの)を使用し、支払いにおいては、別途総務係長まで伺っていたところ。

指摘内容を鑑み、市の出納事務に準じ、支出時は出納責任者である総務課長まで別途伺う運用に監査後速やかに改めた。

監査対象	株式会社札幌エネルギー供給公社（環境局環境都市推進部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(1) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの 産業廃棄物処理の委託に関する事務において、処理料金の値上げに伴う契約改定等の手続を行っていないにもかかわらず、改定後の処理単価で算出された料金を支払っているものがみられた。 産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。 今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 是正措置として、現在の処分単価による新たな委託契約を締結。併せて、現行許可証により有効期限が切れていないことを確認した。 今後の改善・再発防止策として、今後は決裁文書に許可証を含めた契約書の全てを添付して、組織的にチェックを行えるようにするとともに、処理料金の値上げにあたっては、契約改定を行うこととした。 また、今回の監査確認事項を社内で共有し、他の決裁等において、同様の誤りが生ずることのないよう都度検証を行うこととした。 なお、札幌市は、定期的実施する不祥事防止策の経理・財務事務の点検調査時に、上記措置が講じられていることを都度確認する等して、再発防止に努めることとしている。	

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(1) 年度区分に係る経理事務を適正に行うべきもの 令和4年度中に執行すべき費用を令和5年度予算で処理している事例がみられた。 今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 監査時の指摘を受けた後、直ちに経理担当及び経理に携わる職員に対し、経理処理の見落とし・誤りを起こさないように改めて周知するとともに、会計処理の決裁を行う場合には、複数人での職員で合議することとし、その後に経理担当・役職者へ決裁を行うよう職員相互のチェック体制を強化した。	

別紙

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(2) 区分経理を適正に行うべきもの 仕様書等によれば、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支は明確に区分して経理しなければならないとされているが、団体活動会計に係る経費が指定管理会計として支出されているものがみられた。 前回（平成30年度）の監査において同様の事務処理の指摘を行っているものであり、当法人から適切な会計処理を行うよう徹底していると報告されていたにもかかわらず、今回の監査でも改善がなされていなかったものである。 今後は、同様の誤りを防ぐため、再発防止に向け対応策を検討したうえで、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 監査時の指摘を受けた後、直ちに経理担当及び経理に携わる職員に対し、経理処理の見落とし・誤りを起こさないように改めて周知するとともに、会計処理の決裁を行う場合には、複数人での職員で合議することとし、その後に経理担当・役職者へ決裁を行うよう職員相互のチェック体制を強化した。	

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(3) 活動育成事業に係る事務を適正に行うべきもの 自主的に文化活動又はスポーツ活動を行っているクラブへの助成は、仕様書において要件が定められているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア クラブ員が10人以上所属していることを要件としているが、これを確認していないもの イ クラブ活動状況に関する事業計画等の提出を要件としているが、これらを提出させていないもの 今後は、仕様書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 要綱を整備し、必要書類を提出させることとした。	

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
------	-----------------------------------

別紙

監査委員の 指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(5) 履行確認の手續等を適正に行うべきもの 委託契約において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 受託者から業務担当者を定めた旨の通知を受領していないもの イ 履行検査報告書を受領していないもの ウ 履行検査が適正に行われていたかどうか確認できないもの 今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 書類の所在が不明にならないよう適切に文書管理を行うとともに、業務の実態を踏まえ、適切な仕様書となるよう見直しを行った。	

監査対象	一般社団法人札幌市医師会（保健福祉局ウェルネス推進部）
監査委員の 指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(6) 備品管理を適正に行うべきもの 札幌市夜間急病センター管理業務等仕様書で定める備品に関する物品使用貸借契約の締結がなされておらず、仕様書に定める事項が遵守されていなかった。 今後は、所管部局とともに仕様書の内容を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 令和6年度に次期指定管理に向けた手続きを進める過程で、契約未締結の実態を確認したため、令和7年度からの指定管理においては、適切に当該契約を締結した。 また、札幌市が作成した物品使用貸借契約を含む必要な協定・契約等の一覧表に基づき、確認体制を強化した。	

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の 指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(7) アルコール検知器による確認の記録を適正に行うべきもの 道路交通法施行規則において、アルコール検知器による運転者の酒気帯びの有無を確認し、その内容を記録することと定められているが、札幌市身体障がい者福祉専用バスの運営事業における土曜日、日曜日のバス運行時に、酒気帯びの有無を記録していない事例がみられた。 今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 安全運転管理者だけではなく全職員が状況に応じチェックをするように周知するとともに、アルコール検知結果の確認者が記入・押印したことを運転者本人も確認し、記入を失念することのないよう改めて指導をした。	

2 意見（要望）事項に対する対応（令和7年度監査報告第2号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 事務監査（令和6年度第3回定期監査）関係

監査対象	総務局広報部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／1 委託先の研修に関する事務について 札幌市コールセンター運営業務に係る委託先で実施する研修報告について、一部口頭で受けているものがあり、実施した事実を客観的に確認できない事例がみられた。 業務の性質上、従事者に対して行う研修は、業務の適正な履行の確保において最も重要なものであることから、今後は、研修の内容を具体的かつ確実に把握するために書面で報告を求めるなど、業務の有効性をより意識した手法を検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 契約期間中における当該研修の実施状況について、直ちに委託先から書面での報告を受けるとともに、委託先と協議のうえ、今後、従事者向けの研修を実施した際は、対象となる従事者の範囲等に関わらず、すべての研修について実施結果を書面にて報告する運用とした。 また、本件に限らず、各種委託業務の仕様書で定めた事項の実施確認は書面で行うよう、課内に口頭及びメールで周知した。	

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (1) 特に公益性の高い事業に対する補助金と認められるものについて、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程に基づき交付決定を行ってはいるものの、補助の趣旨や目的のほか、補助対象経費や提出書類など基本的事項を規定した要綱等が定められていないのがみられた。 交付に係る要件や提出資料を明確に規定して、当該規定に照らして客観的に申請内容の適否を審査することが重要であり、今後は、当該補助金に係る基本的事項の法的整備について検討するよう要望する。 また、当該補助金については、精算時に交付先から提出された書類に誤りがあったことから、今後はチェック機能の強化を図るなど、審査を確実にを行う体制や方法についても併せて検討されたい。
《意見（要望）事項に対する対応》 補助要綱を作成するとともに、精算については今後、当該年度の予算及び前年度実績を比較し、大きな増減があった場合は、個別に確認のうえ、確定手続きを行うこととした。	

監査対象	豊平区保健福祉部
------	----------

監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (2) 補助金の交付に関する事務において、起案文書に交付要件を満たしていることを挙証する書類の添付が十分ではないにもかかわらず、そのまま交付決定を行っているものがみられた。 また、特例的に補助対象としている事項について、交付決定を行った根拠が起案上明確に記載されていなかった。 補助金とは、交付することが真に行政上実効があり、公益上必要があると認めたときに交付を決定すべきものであることから、今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、書類等の客観的資料に基づき審査を行うことを徹底するなど、より一層適正な事務の執行に努めることを要望する。 そして、特例的な取扱いについては起案文書に経過等を記載するなど、補助金の交付決定に至る過程について、合理的に跡付け、又は検証することができるよう、公文書の適正な作成にも留意されたい。
《意見（要望）事項に対する対応》 申請者に対し、有効な賃貸契約書の写しの提出が必須となる旨を説明するとともに、改めて賃貸契約書を提出させ、令和6年度分の起案に添付した。 また、人事異動に伴う担当者変更の際に当該事案についても引継ぎを行い、令和7年度分の申請時には有効な賃貸契約書の写しを提出させ、当該契約が有効であることを確認した上で起案に添付することとして、今後の適正な事務執行の確保について確認した。 申請者に対し、火災保険料も含めて申請する場合には、当該火災保険料が賃貸契約に付随するものであることが確認できる保険証券の写しの提出が必須となる旨を説明するとともに、改めて保険証券を提出させ、令和6年度分の起案に添付した。 また、人事異動に伴う担当者変更の際に当該事案についても引継ぎを行い、令和7年度分の申請時には補償対象となる物件の記載を含む形で保険証券の写しを提出させ、当該保険が賃貸契約に付随するものであることを確認した上で起案に添付するとともに、補償対象物件が「設備什器一式」となっている企業総合保険についても、保健福祉局総務課の見解に基づき対象経費と認める旨を起案上に明記することとして、今後の適正な事務執行の確保について確認した。	

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／3 指定管理者制度に関する事務について 協定書において、自主事業における収入の一部を管理運営費用の不足分に充当するなど、札幌市・市民に還元すると定めているところ、指定管理者から提出された事業報告書等の書類等では、過年度決算の剰余金処分額を合算した額のみが記載されていたことから、自主事業に限った還元の状況を確認することができないものがみられた。 自主事業であっても、公の施設の管理運営に付随して実施されるものであることを踏まえると、今後は事業報告の方法を見直すなど、協定書で定める当該事業に係る還元状況について、よりの確な把握に努めるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》	

別紙

札幌ドームの管理運営に関する協定書では、自主事業の収入の一部により、「令和5年度 札幌ドーム収支決算書」における「自主事業等による利益還元」の項目の還元を行うことが定められている。

利益還元額については、自主事業収益（約1,600万円）を上回っており、利益還元後の収支は赤字となっている。

以上のことから、同協定書で定める利益還元が実施されていることを確認出来ていると考えているが、今回の意見を踏まえて、事業報告の方法について改めて検討する。

別紙

(2) 工事監査（令和6年度第3回定期監査）関係

監査対象	水道局給水部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／1 管工事仕様書について 今回監査した土木工事において、通水状態の配水管フランジ部のボルト交換を行う際に、漏水防止対策を実施していない事例がみられた。 通水状態でボルトを交換する際には、ボルト取り外し時にフランジ接合部から水圧による漏水発生のおそれがある。 配水管のフランジ接合の取扱いについては「管工事仕様書」に記載されているが、通水状態でのボルト交換手順や漏水防止対策については明記されていないことから、フランジ接合の取扱いとして不十分と考える。 管工事仕様書は、統一的な解釈及び運用を図るために定めたものであることから、漏水防止対策の必要性について共通認識を図り、作業を安全に実施するために、具体的な作業手順を明記することを検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 再発防止対策として、「工事における安全管理に関するお知らせ」を当局で作成し、「既設管のフランジボルトの交換」に関する留意事項を記載し、工事発注担当課へ周知するとともに、発注済みのものを含めた令和7年度工事の受注者にも工事監督員を通じて当該文書を用いて注意喚起を行った。 また、管工事仕様書へは、フランジボルト交換の際には「固定金具や万力等を用いて固定すること」や「一本ずつ作業すること」と明記することとし、受注者と発注者の共通認識化に努めている。	

(3) 財政援助団体等監査（令和6年度第3回定期監査）関係

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の意見（要望）事項	1 財政援助団体監査／(2) 身体障害者自立更生促進資金貸付金について（意見（要望）事項） 身体障害者自立更生促進資金貸付は、令和5年度末で多額の貸付金残高があるが、その前年からの返済は僅かな額にとどまるなど、債権回収は進んでいない。 前回監査（平成30年度）以降、年1回の市長報告はなされているが、現在連絡先等が判明している者に対し、年2回督促を行うほか、僅かながら継続している回収のチェック等を行っている程度であった。 また、貸付先名簿はあるものの、個別の債権管理台帳はなく、債務者の状況を十分に把握できていない状況にある。 今年度に入り、居所不明者の追跡調査等を行っているが、調査が完了するまでかなりの時間を要することが予想される。 債権回収は、時間の経過とともにますます困難になっていくと考えられることから、債権回収の知識のある専任の担当者を配置する、又は外部の専門業者に委託するなど、実効性のある債権管理体制を構築し、滞納債権の管理及び回収を早急に進めるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 自立更生促進資金の債権管理については、令和6年度から外部委託による債務者の居所把握調査を実施しており、年度内に居所把握が完了しなかった一部債務者については再度外部委託による追加調査を実施しているところ。 なお、自立更生促進資金は事業開始から50年以上経過しており、その間、国や札幌市における障がい者就労支援施策等が充実しているほか、障がいのある方を取り巻く社会状況が変化していることや直近の貸付実績も低調であることなど、概ねその目的を達していると考えられることから、令和7年4月1日から新規貸付を停止しており、事業の廃止を含めた在り方を模索する中、残存する債権管理の適切な処理についても整理検討する。	

監査対象	札幌国際芸術祭実行委員会（市民文化局文化部）
監査委員の意見（要望）事項	1 財政援助団体監査／(6) 業務実態と規程との相違について（意見（要望）事項） 当団体では、企業等への協賛・協力依頼などの業務について、個人と業務委託契約を締結しているが、事務分掌上、当該個人は団体内において事務局次長の職に位置付けられており、事務局規程では事務局長の指揮監督下に置かれている。 今後は、業務委託契約による業務実態と規程との整合性を図るなど、相違の解消に努めるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 以前、市の非常勤職員が事務局次長を担っていた時期があり、業務委託に移行した際に規程改正がされていなかった。	

事務局長が、現在の事務局次長に当たる者の指揮監督をしている事実はなく、事務局次長に当たる者に委託している業務は専門性が高く、加えて、勤務の態様がその他の業務委託契約を締結している外部人材同様、職員とは一線を画すことから、事務局長の指揮監督下に置くことは妥当ではない。

以上を踏まえ、事務局規程から「①事務局次長」を削除する改正を行い、組織体制の中では事務局次長の役職自体を廃止した。

監査対象	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会（保健福祉局障がい保健福祉部）
監査委員の意見（要望）事項	3 公の施設の指定管理者監査／(4) スポーツ活動を行っているクラブへの助成について（意見（要望）事項） スポーツ活動を行っているクラブへの助成は、仕様書において身体障害者福祉センター内で活動することを要件としているが、同センター外で活動しているクラブも対象としていた。また、当該助成については指定管理事業として仕様書に定められているが、団体活動会計に係る経費として支出していた。 このような運用は、仕様書と整合しておらず、現在の状況は適切でないことから、速やかに所管部局と協議するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 特定のクラブに助成をする場合、公益の会計からではなく団体活動の会計から助成をするように北海道庁の公益法人団体所管部から指示されており、そのため会計間移動し助成したものであり、所管部局とも元々合意されていると理解していたもの。所管部局と協議した結果、実情に沿った確認書を取り交わすこととした。	